

## ◎労働者協同組合法等の一部を改正する法律

(令和四年六月一七日法律第七一号) (衆)

### 一、提案理由 (令和四年五月二五日・衆議院本会議)

○橋本岳君 ただいま議題となりました両案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、労働者協同組合法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、労働者協同組合の事業の健全な発展を図り、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するため、非営利性が徹底された労働者協同組合を特定労働者協同組合として認定することができる制度を創設するとともに、特定労働者協同組合に対する税制上の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月二十日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

…………… (略) ……………

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

### 二、参議院厚生労働委員長報告 (令和四年六月一三日)

○山田宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、労働者協同組合法等の一部を改正する法律案は、非営利性が徹底された労働者協同組合の認定制度を創設するとともに、認定を受けた労働者協同組合に対する税制上の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長橋本岳君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。